

第1 監査の観点

平成12年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、原則として平成10年度及び平成11年度の事業について、補助金等交付団体及び出資団体に区分して248団体に対し、主として以下の観点により監査を実施した。

1 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体）217団体

（1）関係局

- ア 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か。

（2）団体

- ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。
- ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

2 出資団体（資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人）31団体

（1）関係局

- ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- イ 出資金の支出手続及び時期は適切か。

（2）団体

- ア 事業は、出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ウ 工事の設計、施工及び監督は適正に行われているか。

3 補助金等交付団体及び出資団体の区分で監査対象としたもののうち、公の施設の管理を受託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）している団体（補助金等交付団体5団体及び出資団体9団体）

(1) 関係局

- ア 公の施設の管理受託に関する指導監督は適切に行われているか。
- イ 委託金の額及び委託時期は適切か。

(2) 団 体

- ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的に行われているか。
- イ 委託金に係る会計経理は適正に行われているか。

第2 補助金等交付団体の監査結果

1 補助金等交付団体監査結果の概要

(1) 監査対象の概要

補助金等交付団体の監査実施数は、217団体であり、そのうち公の施設の管理を受託している団体が5団体あった。

(2) 監査結果の概要

平成12年6月23日から平成13年5月16日までの間で監査を実施した結果、35団体(局)に対し指摘事項、2団体(局)に対し意見要望事項を付している。

平成12年度財政援助団体等監査指摘件数及び付した意見要望件数表

区 分	頁	局関係	団体 関係	共通 関係	計	意見 要望
小笠原島漁業協同組合	8	1			1	
学校法人100団体	14		8	1	9	1
社会福祉法人亀鶴会ほか7団体	29	1		2	3	
社会福祉法人至誠学舎立川ほか3団体	47	1			1	1
昭和病院組合ほか3団体	56			1	1	
学校法人帝京大学ほか6団体	76			2	2	
東京建設業国民健康保険組合ほか7団体	89	1			1	
東京消防職員互助組合	95		1		1	
社団法人東京都教職員互助会	114		1		1	
財団法人東京都中小企業振興公社	136			1	1	
社団法人東京都トラック協会	144		1	1	2	
東京都鍍金工業組合ほか9団体	158	1		1	2	
能ヶ谷東部土地地区画整理組合ほか9団体	175			1	1	
合 計		5	11	10	26	2

(注) 指摘事項及び意見要望事項のある報告書の標題を掲げた。

各団体に付した指摘事項の内容は、次の表のとおりである。

指 摘 の 概 要	指摘件数
補助金の返還を求めたもの 【返還を求めた金額 約 1 , 6 7 1 万円】	6 件
補助金の算定方式の見直しを求めたもの	3 件
補助金の返還に係る事務処理が適切でないとしたもの	2 件
団体の会計処理に適切を欠くとしたもの	5 件
その他	1 0 件
計	2 6 件

主な指摘事例は次のとおりである。

ア 補助金の返還を求めたもの

都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

私立高等学校への都内生徒の就学促進を図るため、都内在住の1年生の生徒数に応じ、都内生就学補助金を交付することとしており、保護者（親権者等）の住所により決定しているが、都内在住生徒数を調査したところ、6学校法人において、誤って都外に保護者の住所がある生徒を含め申請したことにより約510万円が過大となっている。

（ 6 学校法人 ）

イ 補助金の算定方法の見直しを求めたもの

補助金に係る対象経費の算定を適正に行うべきもの

局は学校法人帝京大学に対し、救命救急センターの運営費の補助金を交付しているが、補助事業の完了に伴う実績報告書を見たところ、調理師等の人件費の数値の按分方法に適正を欠く処理をしていることが見受けられた。

（ 学校法人帝京大学 ）

（ 衛 生 局 ）

ウ 補助金の返還に係る事務処理が適切でないとしたもの

補助金の額の確定及び返還手続を適正に行うべきもの

局は、国民健康保険組合都費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しているが、補助金額の確定等の手続について見たところ、既交付額が確定金額を超えた

ものについて返還を求める事務処理が遅延している事例が見受けられた。

(福祉局 p . 94)

また、意見要望事項として、次の2件を付している。

ア 高等学校進学に当たっての都内生の就学促進を図る目的で交付されている都内生就学補助の対象に、都内在住の新1年生以外に、原級留置された生徒まで含まれていることから、都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定方式の見直しを検討すべきもの。

(総務局)

イ 団体が実施した工事請負契約の指名競争入札において、最低制限価格の設定方法等に妥当性を欠くものがあると思われることから、指名競争入札における最低制限価格の設定の必要性の有無を含め、そのあり方について検討すべきもの。

(高齢者施策推進室)